

議案第 25 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 13 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 17 の項中「(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。）」を「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に、

「

住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	250,000 円	を
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	412,000 円	

」

「

住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	91,000 円	に
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	158,000 円	
住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	250,000 円	

」

物（市長が別に定める場合を除く。）	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	412,000 円
-------------------	--------------------------	-----------

」

改め、同表の 19 の項中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、「第 8 条第 2 号イ」を「第 10 条第 2 号イ」に、「第 8 条第 1 号イ（1）」を「第 10 条第 1 号イ（1）」に、「第 8 条第 1 号イ（2）」を「第 10 条第 1 号イ（2）」に改め、同表の 21 の項中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 6 月 13 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明